平成２５年（フ）第２６２号
徳島県阿波市土成町土成字東原99番地の５
債務者　有限会社豊和
代表者取締役　豊山　和司
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉成　　務
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
三重県度会郡玉城町佐田733番地の19
債務者　株式会社玉城建設工業
代表者代表取締役　見並　英明
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　破産債権の届出期間　平成26年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１３８７６号
神奈川県横浜市西区中央２丁目42番15号
債務者　株式会社ビー・エーブル
代表者代表取締役　飯塚　　徹
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英樹
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８８７号
東京都葛飾区東新小岩３丁目９番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区東新小岩３丁目４番21号
債務者　株式会社ＺＩＰＡＮＧ
代表者代表取締役　石橋　　忠
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　玲子
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４号
静岡県浜松市西区舘山寺町2533番地
債務者　有限会社ベイクシヨツプピノキオ
代表者代表取締役　柴山　　満
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　道也
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午後２時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
岩手県遠野市松崎町白岩13地割６番地１
債務者　株式会社仙研
代表者代表取締役　菊池　　勗
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　静香
4　破産債権の届出期間　平成26年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後１時30分
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２１号
岐阜県瑞穂市穂積1452番地１
債務者　株式会社アットホーム
代表者代表取締役　吉本　裕行
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端元　博保
4　破産債権の届出期間　平成26年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後２時30分
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２３号
北海道網走市潮見４丁目108番地
債務者　有限会社浅間土建工業
代表者代表取締役　浅間　信一
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　雅浩
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後１時30分
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第９２３号
神戸市東灘区深江北町１丁目13番３号
債務者　株式会社ヨシナガ
代表者代表取締役　吉永　直樹
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２６３号
岡山県笠岡市尾坂2850番地１
債務者　西村　修一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藥師寺隆史
4　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７０２号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府1089番地１ハイツニトリスＣ203号
債務者　今西　和也
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　　梓
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６３号
徳島県板野郡上板町七條字中井手39番地８、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町広島字南川向55番地１
債務者　豊山　和司
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉成　　務
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６４号
徳島県板野郡上板町七條字中井手39番地８
債務者　白井　和子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉成　　務
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２８号
福岡県飯塚市伊川1267番地２　第２江藤ビル５階606号
債務者　野田　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野間浩司
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部